

北本市女性職場環境改善補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、女性のための職場環境の改善に向けて積極的に取り組む市内の事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 埼玉県による「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を受けていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 過去3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- (4) 前号に掲げるもののほか、過去3年以内に法令に違反したことにより行政処分を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている事業者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者は補助対象者としない。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 女性専用の更衣室、休憩室若しくは授乳室の設置又はトイレの改修等の環境整備
- (2) 女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成
- (3) 労務担当者又は従業員に対する女性活躍推進に係る研修、周知及び啓発
- (4) 外部専門家によるコンサルティングの導入
- (5) 就業規則又は労使協定の見直し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、女性のための職場環境改善に向けた事業

2 補助対象事業に取り組む期間は、第7条第1項に定める交付決定を受けた日から当該日の属する年度の2月末日までとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象事業の実施のために新たに生じた経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、原則として認めないものとする。

- (1) 人件費
- (2) 交際費
- (3) 事業所の運営に係る経常的な経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと市長が認める経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、申請年度において、1事業者につき1回を限度とする。

3 事業者は、申請年度に、当該補助対象事業に対し、国又は地方公共

団体から他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、当該補助金の支給を受けることはできない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を第3条第1項に定める補助対象事業に取り組む日の前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 北本市女性職場環境改善補助金交付申請書（様式第1(1)号）
- (2) 事業計画書（様式第1(2)号）
- (3) 収支予算書（様式第1(3)号）
- (4) 誓約書（様式第1(4)号）
- (5) 埼玉県による「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を受けていることが確認できる書類の写し
- (6) 市税の滞納がないことの証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、北本市女性職場環境改善補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要と認めるときは、その決定に必要な条件を付することができる。

（補助金の変更承認）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、第6条の規定により申請した内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、北本市女性職場環境改善補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、北本市女性職場環境改善補助金変更交付決定

通知書（様式第４号）により通知するものとする。この場合において、変更後の交付決定額は、前条第１項の規定により決定した交付額を超えないものとする。

- ３ 市長は、前項の規定により変更決定をする場合において必要と認めるときは、その決定に必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の中止）

第９条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに北本市女性職場環境改善補助事業中止届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の実績報告）

第１０条 交付決定者は、補助対象事業を完了した日から６０日を経過した日又は第８条の規定により補助金の交付の決定を受けた年度の３月１５日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 北本市女性職場環境改善補助金実績報告書（様式第６(1)号）
- (2) 実績報告書（様式第６(2)号）
- (3) 収支決算書（様式第６(3)号）
- (4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第１１条 市長は、前条の報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、北本市女性職場環境改善補助金交付額確定通知書（様式第７号）により通知するものとする。この場合において、確定する交付額は、第８条の規定により決定した交付額（第８条第２項の規定により変更の承認を受けたときは、当該変更後の交付決定額）を超えないものとする。

（補助金の請求）

第１２条 前条の通知を受けた交付決定者は、北本市女性職場環境改善補助金請求書（様式第８号）により市長に請求しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による中止届の提出があったとき。
- (4) 補助対象事業において改善の成果が認められないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、北本市女性職場環境改善補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料、研修会等の講師謝礼等
旅費	研修会等の講師旅費、資格取得に係る旅費等
消耗品費	資格取得に係る教材費等
印刷製本費	各種制度周知用パンフレット、研修用教材等の印刷費等
役務費	資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等
委託料	研修会等開催に係る委託料等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料等
工事費	トイレ洋式化に係る工事費、更衣室設置に係る工事費等
備品購入費	温水洗浄便座、更衣用ロッカー等の購入費等 （税込み１０，０００円以上のものに限る。）
その他	その他市長が適当と認める経費

※消費税及び地方消費税については、補助対象外とする。